

平成 2 1 年 6 月 3 日

平成 2 1 年第 2 回 岬町議会定例会

第 2 日 会議録

平成21年第2回（6月）岬町議会定例会第2日会議録

○平成21年6月3日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 3 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 谷 下 泰 久
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 理 事 南 康 明
福 祉 部 長 芦 田 貴志雄	事 業 部 長 兼 直 轄 理 事 松 永 英 三
上下水道部長 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 兼 理 事 瀧 原 義 仁
教 育 部 長 古 谷 清	総 務 部 総 務 法 制 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀	企 画 部 企 画 政 策 課 長 保 井 太 郎
住 民 部 住 民 生 活 課 長 波 戸 元 雅 一	住 民 部 保 險 年 金 課 長 古 橋 重 和

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長 大 山 鐵 男
兼 議 会 係 長

議事日程

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程1 | 議案第51号 | 専決処分の承認を求める件
(平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1次)) |
| 日程2 | 議案第52号 | 専決処分の承認を求める件
(平成21年度岬町老人保健特別会計補正予算(第1次)) |
| 日程3 | 議案第53号 | 平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程4 | 議案第54号 | 平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程5 | 議案第55号 | 平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件 |
| 日程6 | 議案第56号 | 平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件 |
| 日程7 | 議案第57号 | 平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程8 | 議案第58号 | 新たに生じた土地の確認の件 |
| 日程9 | 議案第59号 | 町の区域の変更の件 |
| 日程10 | 議案第60号 | 岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程11 | 議案第61号 | 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件 |
| 日程12 | 議案第62号 | 岬町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件 |
| 日程13 | 報告第1号 | 平成20年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件 |
| 日程14 | 報告第2号 | 平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件 |

(午前10時00分 開会)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は14名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○谷本 貢議長 日程1、議案第51号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部理事、谷下泰久君。

○谷下企画部理事 日程1、議案第51号、専決処分の承認を求める件、平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次）につきましてご説明いたします。

専決処分の理由といたしましては、平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算（見込）において生じた歳入不足額を、平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入により補てんするため、前年度繰上充用金に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年5月29日付で専決処分させていただいたものでございます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,192万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして説明いたします。2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、諸収入として貸付元利収入に、また歳出におきましては、前年度繰上充用金にそれぞれ312万9,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第51号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、議案第51号は原案のとおり承認することに決定しました。

○谷本 貢議長 日程2、議案第52号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程2、議案第52号、専決処分の承認を求める件、平成21年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次）につきましてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由についてご説明いたします。議案書の裏面をごらんください。

平成20年度岬町老人保健特別会計決算（見込）において生じた歳入不足額を、平成21年度岬町老人保健特別会計歳入により補てんするため、前年度繰上充用金に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、5月29日付で専決処分したものでございます。

補正予算の内容についてご説明いたします。予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,638万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては4

ページをあわせてご参照願います。

まず、支払基金交付金として54万1,000円を増額補正するものでございます。これは、平成20年度の医療費交付金及び審査支払手数料交付金の精算に伴い、老人保健交付金及び審査支払手数料交付金に不足額があり、これに係る翌年度の精算交付金が交付されることに伴う補正でございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金として224万3,000円を増額補正するものでございます。これにつきましては、平成20年度の老人医療費の精算により、老人医療費給付費国庫負担金に不足額があり、これに係る翌年度の精算交付金が交付されることに伴う補正でございます。

引き続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては5ページをご参照願います。

諸支出金におきまして、9万9,000円を増額補正するものでございます。これは、平成20年度の医療費の精算により発生いたしました府負担金の返還金でございます。

次に、前年度繰上充用金におきまして、268万5,000円を増額補正するものであります。これは、平成20年度の決算（見込）において生じた歳入不足額を平成21年度の歳入で補てんする繰上充用金でございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第52号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、議案第52号は原案のとおり承認することに決定しました。

○谷本 貢議長 日程3、議案第53号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程3、議案第53号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

今日の厳しい経済情勢を受けまして、本町の財政は引き続き極めて厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,046万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,246万2,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、8ページ、9ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

使用料及び手数料といたしまして、家庭ごみ収集運搬手数料590万円を計上いたしております。来年4月実施予定の家庭系可燃ごみ有料化制度の導入に伴いまして、それに先立って3月から指定袋の販売を行うこととしており、1カ月分の収入見込額を計上しているものでございます。

府支出金につきましては、966万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、今日の雇用失業情勢を踏まえまして、平成20年度国の第2次補正予算で措置されております緊急雇用創出事業交付金284万4,000円及びふるさと雇用再生特別交付金275万8,000円のほか、児童生徒の学力向上を図り、基礎基本、活用力の育成を目指す市町村支援プロジェクト事業補助金300万円となっております。

繰入金につきましては、2,138万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算の必要な財源を賄うべく、財政調整基金繰入金1,911万8,000円、大阪マリンフェスティバル補助金に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金114万円、北出若宮老人憩いの家改修工事及び深日墓地改修工事に充当するための深日財産区特別会計繰入金112万4,000円となっております。

諸収入につきましては、消防団員の退職に伴う報償金51万4,000円を計上いたしております。

町債につきましては、リサイクル施設整備事業費の増加に伴うごみ処理施設整備事業債３００万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。３ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては１０ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、４７０万７，０００円を計上いたしております。主な内容といたしましては、平成２０年度国の第２次補正予算で措置されております緊急雇用創出事業に係る臨時職員賃金２４２万３，０００円、岬ゆめ・みらい基金を活用した大阪マリンフェスティバル補助金１１４万円、ことし秋に予定しております町長選挙に際し、望海坂地区に新たな投票所の設置に伴う投票事務関係経費７２万３，０００円となっております。

民生費につきましては、４２３万６，０００円を計上いたしております。主な内容といたしましては、出産育児一時金の引き上げに伴う国民健康保険特別会計繰出金１７万４，０００円、淡輪学童保育室において、障害児の受け入れに伴う加配指導員の臨時職員賃金１９９万７，０００円、簡易心身障害児通園施設、こぐま園において、児童デイサービス利用者の増加に伴う加配保育士等の臨時職員賃金１４６万４，０００円となっております。

衛生費につきましては、２，２５２万５，０００円を計上いたしております。主な内容といたしましては、深日墓地水道新設工事８４万円、来年４月からの家庭系可燃ごみ有料化制度導入に伴う指定袋の製作に係る消耗品費１，４１８万円、リサイクル施設建設事業費の増額に伴う工事請負費４００万円となっております。

商工費につきましては、平成２０年度国の第２次補正予算で措置されておりますふるさと雇用再生特別基金事業に係る特産品開発改良事業委託料２７５万８，０００円、大阪府との業務委託契約金額の決定に伴い、道の駅管理委託料に係る当初予算からの増額分４７万７，０００円、合計３２３万５，０００円を計上いたしております。

土木費につきましては、第二阪和国道に関し、本町を相手取り損害賠償請求事件が提訴されたことに伴う弁護士委託料６９万円を計上いたしております。

消防費につきましては、消防団員退職報償金５９万２，０００円、新型インフルエンザ対策として、マスクや消毒剤などの消耗品費５１万８，０００円、合計１１１万円を計上いたしております。

教育費につきましては、３９５万９，０００円を計上いたしております。主な内容といたしましては、事務局費のうち市町村支援プロジェクト事業として、パソコンやビデオプロジェクターなどの機械器具費１８２万５，０００円、小学校、中学校、幼稚園、給食センターにおいて、漏

水や調理器具の修繕料を併せまして131万9,000円となっております。

続きまして、5ページをご参照願います。第2表、地方債補正でございます。地方債補正をごらんください。

リサイクル施設建設事業費の増額に伴いまして、起債の目的でありますごみ処理施設整備事業の限度額を6,690万円から6,990万円に変更を行うものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を行います。

大綱的質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程4、議案第54号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程4、議案第54号、平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件につきましてご説明いたします。

今回の補正予算は、後ほどご審議いただくことになっております出産育児一時金支給額の引き

上げに伴う所要額を補正するものでございます。

なお、出産育児一時金につきましては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合に限り、1件当たり4万円が増額され現行35万円から39万円に、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、現行38万円から42万円に増額されるものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,737万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

今回の出産育児一時金支給額の引き上げに伴い、増加する経費の負担割合につきましては、国が6分の3の負担を、町、すなわち一般会計が6分の2の負担を、残りの6分の1を保険料で賄うことになっておりまして、この負担割合に基づきまして、国民健康保険料において8万6,000円を、国庫支出金、国庫補助金において26万円を、繰入金、他会計繰入金において17万4,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。同じく予算書の2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。

保険給付費、出産育児費において52万円を増額するものでございます。これは、出産育児一時金支給額の引き上げ費用について補正するもので、13名分、52万円を計上いたしております。

以上が、平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を行います。

大綱的質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の

件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程5、議案第55号「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程5、議案第55号、平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件についてご説明申し上げます。議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ158万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,590万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

まず、歳入の補正予算ですが、議案書の2ページ、詳細につきましては5ページをあわせてご参照ください。

歳入の補正予算としまして、158万8,000円でございます。内容につきましては、介護保険特別会計で支弁している職員の産前産後休暇及び育児休業に伴い、新たに雇用する臨時職員の賃金を法定割合で負担するものでございます。

内訳としましては、介護保険料の負担割合は20%で31万9,000円、国庫支出金の負担割合は40%で63万5,000円、府支出金の負担割合は20%で31万7,000円、一般会計繰入金の負担割合も同様に20%で31万7,000円と、それぞれ増額補正するものでございます。

続きまして、歳出予算ですけれども、3ページ、詳細につきましては6ページをご参照ください。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費としまして158万8,000円の増額補正でございます。内容につきましては、職員の産前産後休暇及び育児休業に伴い、新たに雇用する臨時職員の賃金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺って

おります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を行います。

大綱的質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程6、議案第56号「平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程6、議案第56号、平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件についてご説明いたします。議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ247万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,494万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

歳入の補正予算としまして、サービス収入として247万5,000円の増額補正でございます。内容につきましては、居宅予防サービス計画の件数が当初見込みよりふえたことにより、プラン作成料を収入するものでございます。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。

内容につきましては2点ございまして、1点目は、嘱託職員の産前産後休暇及び育児休業に伴い、新たに雇用する臨時職員の賃金216万3,000円を増額するとともに、嘱託職員の賃金

を163万6,000円減額するものでございます。これは、先ほど提案させていただきました保険事業勘定における産前産後休暇及び育児休業とは別の方の補正予算でございます。

2点目は、介護予防計画の作成を必要とする要支援者がふえたことにより、地域包括支援センターの職員だけでは事務処理に支障を来すために、大阪府内の事業所に委託するに当たり、サービス計画原案作成負担金194万8,000円の増額補正を行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を行います。
大綱的質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程7、議案第57号「平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程7、議案第57号、平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、概要を説明させていただきます。議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,523万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、深日地区財産区基金繰入金112万4,000円を計上しまして、歳出におきましては、北出若宮老人憩いの家改修工事及び深日墓地改修工事に係る経費を使途として、一般会計に繰出金として112万4,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を行います。大綱的質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 お諮りします。

日程8、議案第58号「新たに生じた土地の確認の件」及び日程9、議案第59号「町の区域の変更の件」の2件については、一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本2件については一括議題にすることに決定しました。

本2件について、提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程8、議案第58号、新たに生じた土地の確認の件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、深日漁港修築事業に係る公有水面埋立てに関する工事の竣工認可の通知がありましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、この土地を確認するため、

議会の議決を求めるものでございます。

場所につきましては、泉南郡岬町深日２８９３番３１から泉南郡岬町深日３７０番に至る地先公有水面でございます。

位置につきましては、裏面の地図をご参照ください。

面積につきましては、２万４１９．２０平方メートルでございます。

続きまして、日程９、議案第５９号、町の区域の変更の件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、大阪府の公有水面埋立てにより、泉南郡岬町深日２８９３番３１から泉南郡岬町深日３７０番に至る地先に新たに生じた土地を岬町深日区域に編入するため、地方自治法第２６０条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

場所につきましては、泉南郡岬町深日２８９３番３１から泉南郡岬町深日３７０番に至る地先でございます。

位置につきましては、裏面の地図をご参照ください。

面積につきましては、２万４１９．２０平方メートルでございます。

本２件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本２件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を行います。

大綱的質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております新たに生じた土地の確認の件及び町の区域の変更の件の２件については、会議規則第３９条第１項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本２件については事業委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程１０、議案第６０号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程10、議案第60号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、家庭から排出されるごみの減量化、ごみの分別の推進及びごみ処理費用の負担の公平化などを図ることを目的に、ごみの収集及び運搬に係る手数料を徴収するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明させていただきます。議案書の裏面を、また別冊の新旧対照表もあわせてご参照願います。

岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例第8条第2項の改正内容につきましては、再生資源を定義する根拠法令である「再生資源の利用の促進に関する法律」の題名が「資源の有効な活用の促進に関する法律」に改められたことに伴う改正でございます。

次に、別表第1の主な改正内容は、岬町廃棄物減量等推進審議会の答申内容を踏まえ、家庭系可燃ごみに係る有料化制度を新たに導入するものでございます。

現在、一般家庭から排出されるごみを定時に収集及び運搬することについては、無料としておりますが、平成22年4月からは、家庭からの可燃ごみは町が指定する有色半透明のごみ袋を使用して排出する。また、指定ごみ袋は家族構成、人数等を考慮し、容量を20、30及び45リットルの3種類とし、この指定ごみ袋を購入することにより手数料を支払うシステムとしております。

また、手数料の料金設定については、指定ごみ袋の作成及び販売経費並びにごみ収集・運搬経費の一部を手数料積算の対象にし、ごみ指定袋容量1リットルにつき約1円を設定しております。よって、容量20リットル袋については20円を、容量30リットル袋は30円、容量45リットル袋は50円と設定しております。

以上、こうした内容により、家庭可燃ごみに係る有料化制度を導入することといたしております。

なお、空き缶、空き瓶、ペットボトル、また来年からは分別収集を予定するプラスチック類などの、町長が定める資源ごみの収集及び運搬は、引き続き無料で行うことといたしております。

次に、指定ごみ袋制度の導入に伴い、家庭での植木の剪定ごみなど臨時に大量のごみが発生した場合、有料の指定ごみ袋を使用して、そのごみを排出することが困難なケースが想定されます。こうしたケースに対応するため、新たに町長が認める家庭から排出されるごみを住民による美化センターへの直接搬入を認め、この搬入されたごみを有料で処分する制度を導入いたします。

なお、この臨時搬入によるごみ処分手数料は、本町のごみ焼却処分に要するコスト及び事業系ごみの処分手数料を考慮いたしまして、１０キログラムにつき９０円といたしております。

次に、別表１の事業系一般廃棄物の処分手数料及び別表２の産業廃棄物の処分手数料を算定する際の重量の単位を、１００キログラムから１０キログラムとしております。また、本町でのごみ焼却処分に要するコストを考慮いたしまして、１００キログラム当たりの手数料を、９００円から１０キログラム当たり１００円に見直す内容といたしております。

次に、附則第１項においては、改正条例の施行期日を規定し、家庭系可燃ごみの有料化制度の導入に関する改正規定及び事業系ごみ等の手数料の改正規定については、平成２２年４月１日から施行することといたしております。

また、附則第２項においては、指定ごみ袋の販売を平成２２年３月１日から行うために必要な経過措置を設けております。

以上が、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を行います。

大綱的質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件は厚生委員会に付託される予定となっております、詳細な審議については９日に行われる厚生委員会にゆだねたいと考えるものでありますが、私自身の立場といたしましては、本年度、厚生委員長となっております、委員会審議での発言についても一定の制約があるため、この場で大綱的なものに限った上で質問をさせていただきたいと思っております。

家庭ごみの有料化も含めて提案をされているところでありますが、住民に対しては、いまだまともな説明がなされていないと感じているところであります。住民への説明もなく合意も得られていないという段階で、この議案を提案するということについて、時期尚早ではないかというふうに感じるものでありますが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 お答えいたします。

今回の家庭系ごみの有料化の導入に当たりましては、まず、ごみ処理の基本的な考え方につきましては、議会の皆様に対しましては平成１８年度の行革委員会におきまして基本的な考えをお示しして、その後、３年経過したわけなんですけれども、今回、ごみ有料化制度の導入に当たり

ましては、岬町廃棄物減量等推進審議会を開催いたしまして、その審議会での十分な審議、また、その審議の途中におきましてパブリック制度によります住民の皆さん方のご意見をお伺いし、それらを踏まえ、審議会の答申内容も踏まえた上で今回提案させていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、有料化の内容につきましては、今、提案理由のほうで申し上げましたとおり、ごみの減量化並びに分別の推進並びにごみ処理費用の負担の公平化を図るために行うものでございますので、あわせてご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程11、議案第61号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程11、議案第61号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回の条例改正の内容は、少子化対策の充実を図るための当面の施策とし、出産育児一時金の支給額を暫定的に引き上げ、出産費用の負担の軽減を図ることを目的としております。

改正内容といたしましては、附則に第11条を追加し、被保険者が平成21年10月1日から

平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金の額を4万円引き上げ、現行の35万円から39万円に改正するものであります。

なお、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合につきましては、3万円を加算することになっておりますので、現行の38万円から42万円に支給額が改正されることになります。

附則におきまして、この条例は平成21年10月1日から施行することといたしております。

なお、改正内容につきましては以上でございますが、今回の少子化対策をより充実する施策といたしまして、本条例による支給額の引き上げのほかに、病院窓口で費用の支払いを心配せずに安心して分娩できる環境をつくるため、原則として、出産育児一時金を保険者から医療機関等に直接支払う仕組みを導入することといたしております。

以上が岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会へ付託の予定であります。その前に大綱的質疑を行います。
大綱的質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程12、議案第62号「岬町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育部長、古谷 清君。

○古谷教育部長 日程12、議案第62号、岬町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する

件についてご説明します。

学校給食の運営について調査審議を行う組織に関する規定の明確化を図るため、本条例に所要の改正を行うものであります。

一部改正案の概要について説明します。改正案及び新旧対照表をご参照ください。

題名を「岬町学校給食条例」に改めます。

次に、第6条の改正ですが、現行条例の第6条では、「給食センターには、その運営を適正かつ円滑ならしめるため、運営委員会を置くことができる。」とされておりまして、これまで、学校給食共同調理場運営委員会という名称で呼ばれてきております。これを改めまして、「学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため、岬町学校給食運営審議会を置く。」ことといたします。

同条第2項で、運営審議会は、学校給食の実施について必要な事項を調査審議し、教育委員会に助言すること。同条第3項で、運営審議会は、委員10名以内をもって組織することとしております。

同条第4項では、運営審議会の組織について規定します。委員は、同項各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命することとします。すなわち、第1号、学識経験のある者、第2号、学校、園の保護者の代表、第3号、学校、園の教職員の代表、第4号、その他教育委員会が必要と認める者であります。

次に、第6条の次に第7条及び第8条を加え、第7条では委員の任期は1年であること、再任を妨げないこと、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすることなどを規定します。また、第8条では、運営審議会に会長を置き、委員の互選により定めること、職務代理者の規定などを整備します。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

また、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しまして、別表中に規定されている学校給食共同調理場運営委員会委員の日額報酬6,500円の規定を、学校給食運営審議会の会長と委員の報酬規定としまして、それぞれ日額7,000円と6,500円とするものでございます。

条例の運用面について簡単に説明します。

学校給食運営審議会は、今年度は3回ないし4回の開催を予定しております。審議していただく内容は、半世紀ぶりに大きく改正されました学校給食法の規定を踏まえまして、食育の推進や地産地消の進め方について審議を願い、また、行政改革の視点から調理業務の民間委託、また保護者負担、つまり給食費についてもご審議をお願いしたいと考えておるところでございます。

なお、運営審議会のメンバーには、少なくとも5人以上の保護者代表に参画していただく方向で進めたいと考えております。

本件につきましては、総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を行います。

大綱的質疑ございませんか。田代 堯君。

○田代 堯議員 確認の意味で質問をいたします。

今回の改正については、規定の明確化を図るということでありますけれども、現在の調理場の設置条例の中には運営委員会があって、その運営委員会の中で協議を重ねていくという今までの規定であったかのように思うんですけれども、今回はその規定を明確にするために運営審議会というものを立ち上げて、その運営審議会には10名以下の者となっていますけれども、今まではそういった人数の規定とか費用の規定とか、そういうものはなかったのかどうか。今回、新たに費用規定を設けたのか、それとも、会長、委員さんについての新たに審議会の報酬をアップさせたのかどうか、その辺の具体的な内容を少しお聞きしたいと。

旧と新で、新の今回の改正に当たっては内容は具体的に書かれておりますけれども、旧のほうでいきますと、現在でいきますと、何ら中身の内容はそう変わっていないんじゃないかなと思うんですが、その点いかがですか。

○谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

○古谷教育部長 お答えいたします。

条例の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

旧といえますか、現行条例でございますが、第6条の運営委員会の規定、これが現行の条例の規定でございます、給食センターには運営委員会を置くことができるという規定、これだけの条例の規定でございます。あとは、教育委員会規則とかその辺を定めておったと。ちょっと条例の規定としては寂しいものがあつたかなと、そういうこともございます。

それと、規定の明確化という点では、共同調理場の運営委員会委員というこういう名称で報酬条例のほうもなっております、果たしてこれで中学校の給食も含めて全部の審議をいただくことが適正なのかどうかと、ちょっと条例の解釈上、分かれるところが出てまいりました。そのため、学校給食全般にわたってご意見をいただくためには、学校給食運営審議会と名称も新たにしていまして、さらに条例をもって委員定数あるいは構成メンバーも定めて、この際、規定の明確化を図る

という目的で考えております。

それから、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例も附則のほうで改正しております。これも、委員の日額報酬6,500円という規定しかございませんので、これもこの際、会長は7,000円、委員は6,500円と、他の審議会と同様な日額報酬の規定を整備させていただいて、その上で審議会を新たにスタートしたいなということのご提案でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 明確にするということで、大変結構だとは思っています。

そこでね、現在の運営委員は何名で、どれぐらいの報酬を支払っていたのか。その辺の明確な費用規定が今なかったということで、現状はどのような形で報酬とか人数、そういったものはやっておるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

○古谷教育部長 お答えいたします。

現行のこの給食センターの共同調理場運営委員会委員と規定があるんですけれども、教育委員会の規則で、大体10名程度でやるという規定がございます。ただし、ここ二、三年、休眠状態でございます。条例のほうが、運営委員会を置くことができるという、できる規定でございますので、必ず委員を委嘱、任命して運営委員会をやってきたということではございません。

今回、置くという規定にしまして、少なくとも年1回以上は学校給食のあり方について、外部の学識経験者の意見も踏まえてご審議を願う必要があるだろうということで考えております。現在は休眠状態ということで報告させていただきます。

1点、漏れました。

日額報酬6,500円という条例の規定はございますが、現在、休眠状態でございますので、昨年度もその前も報酬としての支出はなかったということでございます。

○田代 堯議員 報酬規定は、ちゃんとあるんやろう。

○古谷教育部長 報酬の規定は、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に規定はございます。しかし、置くことができるという規定でございましたので、実際は委嘱も任命もされておらずに、実際、立ち上がっていなかったというのがこれまでのところでございます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程13、報告第1号「平成20年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件」について、報告を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程13、報告第1号、平成20年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものでございます。

裏面をご参照ください。

繰越事業といたしましては、地域情報化推進事業ほか3事業となっております。これらの事業は、いずれも国の第2次補正予算におきまして措置されたもので、去る3月の定例会におきまして、繰越限度額を設定いたしまして、平成21年度に明許繰越を行ったものでございます。

まず、地域情報化推進事業につきまして、ホームページサーバの整備を行うもので、地域活性化・生活対策臨時交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は1,470万円となっております。財源内訳といたしましては、平成21年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして、国庫支出金1,205万円、一般財源265万円となっております。

次に、定額給付金給付事業につきましては、給付事務に際しまして必要な事務費の一部を平成20年度に執行し、平成21年度に残りの事務費及び給付金を執行するものでございます。翌年度繰越額2億9,611万3,000円となっており、財源内訳といたしましては、平成20年度事務費に係る既収入特定財源といたしまして449万5,000円、平成21年度に収入予定の未収入特定財源といたしましては2億9,161万8,000円となっており、いずれも国庫支出金となっております。

子育て応援特別手当支給事業につきましては、定額給付金給付事業と同様、支給事務に際しまして必要な事務費の一部を平成20年度に執行し、平成21年度に残りの事務費及び手当を執行するものでございます。翌年度繰越額967万5,000円となっており、財源内訳といたしま

しては、平成21年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして国庫支出金967万5,000円となっております。

し尿処理施設整備事業につきましては、オゾン発生装置の整備を行うもので、地域情報化推進事業と同様、地域活性化・生活対策臨時交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は4,960万円となっており、財源内訳といたしましては、平成21年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして国庫支出金4,065万8,000円、一般財源894万2,000円となっております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 総務部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これをもって、平成20年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

○谷本 貢議長 日程14、報告第2号「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件」について、報告を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程14、報告第2号、平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましてご説明いたします。

本件につきましても、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

議案書の裏面をご参照願います。

事業といたしましては、後期高齢者医療システム改修事業で、保険料軽減措置の見直しなどの制度改正に係るシステム改修の詳細仕様の決定及びこれに伴う関係システムの連携調整がおくれたことにより、繰り越したものでございます。繰越額につきましては、336万円となっております。また、財源内訳といたしましては、未収入特定財源といたしまして国庫支出金336万円となっております。

以上のとおり、平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の概要を報告いたします。

○谷本 貢議長 住民部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これをもって、平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

○谷本 貢議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議について、よろしくお願いします。

次の会議は、6月19日午前10時から開催予定の全員協議会終了後、会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時07分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年6月3日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 竹 内 邦 博